

令和2年3月23日時点

公共三部における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 発注工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に発生している状況から、感染予防の重要性に鑑み、下記のとおり取扱いますので、よろしくお願ひします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応について、新たな対応がある場合は随時更新します。

記

1 健康管理について

現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、可能な限り感染予防の対応を徹底するとともに、工事従事者又は業務従事者の健康管理に留意してください。

2 連絡体制について

受発注者間で、所要の連絡体制の構築を図ってください。

工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、速やかに受注者から発注者に報告し、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。

3 一時中止措置等について

中止に関する各契約書の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととしています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

【3月23日追加・修正】

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事や業務を最長で令和2年3月19日まで一時中止措置等を行ってきたところですが、令和2年3月23日以降は、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、市町村など地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に

確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づいて、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行うこととします。

これまで一時中止等の意向を示していなかった県発注工事又は業務の受注者においても、発注者に対して申出があれば同様の対応を行います。

この申出の内容について、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含みます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合においても、工事等の一時中止等を行う必要がある場合となります。

一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応します。

なお、この対応の期間は、別途お知らせするまで行います。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応します。

この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、感染が確認された日から一定の期間（例：他の従事者に感染していないことが確認できるまでの期間）を設定するなど、適切な対応を行います。

4 完成又は完了の通知後の一時中止

完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、既に提出されている完成又は完了の通知を受注者において取り下げただいた後、工事等の一時中止等を行うこととします。

5 検査、打合せ等の対応

打合せ等の実施にあたっては、可能な限りメール等を活用するなど、受発注者間で協議の上、適切に対応してください。

なお、対面での検査、打合せ等を実施する場合には、必要最小限の人数で実施するとともに、可能な限り広い部屋での実施やマスクを着用する等、感染予防の対策を徹底してください。

また、検査を行った場合には、監督員が検査に出席した受発注者双方の全員の氏名等を記録させていただきます。

6 対象の工事又は業務

通年維持工事及び業務（道路巡視業務、地域メンテナンス業務）など各施設に支障をきたすものは、この限りではありません。

また、一時中止により、県民生活に著しい支障が生じる場合は、受発注者協議の上、適切に対応を行うこととしています。

7 工事及び業務の入札等の手続の対応

令和2年3月31日までに引き渡す予定である工事及び業務について、一時中止や工期又は履行期間の延長を行った結果、引渡予定日が令和2年4月1日以降となる場合は、次のように取り扱います。

(1) 入札参加資格における取扱い

引渡しが終わっていても、令和元年度に完成又は完了した実績とみなします。

なお、対象となる入札は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに入札公告又は指名通知する工事及び業務です。

(2) 総合評価落札方式における取扱い

引渡しが終わっていても、令和元年度に完成又は完了した実績とみなします。

なお、対象となる入札は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までに入札公告する工事及び業務です。

~~8 新型コロナウイルス感染症の県内感染が確認されたことに伴う対応~~

【3月23日削除】

~~新型コロナウイルス感染症の県内感染（宮崎市）が確認されたことに伴い、県内で実施している工事又は業務については、3（1）の対応に準じ、再度、意向確認を実施します。~~

~~なお、今後の対応として、受注者におかれましては、発注機関が行う意向確認の実施の有無に関わらず、感染拡大防止のための意向（工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長）があるときは、発注機関に申し出てください。~~

~~この場合の一時中止の期間も令和2年3月19日までの期間とします。~~

8 その他

具体的な対応については、発注機関にお問い合わせください。